

STOP! カスハラ

あなたのその 言動・行動

カスタマーハラスメント行為にあたりませんか？

カスタマーハラスメントとは？

カスタマーハラスメントとは、従業員がお客様から受ける暴力や暴言、理不尽なクレームや常識を超えた要求などのゴルフ場の環境を害する迷惑行為のことを言います。正当な「クレーム」や「ご意見」と判断が難しいこともございますが、2020年6月1日に施行（中小企業は2022年4月）となった改正労働施策総合推進法（通称：ハラスメント規制法）が定義するハラスメントに則り、次のような行為を想定しています。

尚、以下の掲載は例示であり、これらに限られるという趣旨ではございません。

CASE 1

予約電話口での無理な要求



強要罪・脅迫罪など 2年以下の懲役または30万円以下の罰金

CASE 2

レストランでの理不尽な強要



威力業務妨害罪・脅迫罪・恐喝罪など 10年以下の懲役

CASE 3

過剰または不合理な要求



威力業務妨害罪など 3年以下の懲役または50万円以下の罰金

CASE 4

スタッフへの執拗な強要・誘い



強要罪など 3年以下の懲役

暴力・暴言

※ゴルフ場ではいかなる場合も威圧的な態度
暴言・怒鳴るなどの行為はお控えください。

- ➡ サービスとして提供していない内容の提供を強いる
- ➡ 身体への抱きつき、タッチ・身体的特徴の揶揄
- ➡ 個人が望まない私的な食事の誘い、電話番号等の聞き出し

悪質なカスタマーハラスメント行為は、強要罪・暴行罪・業務妨害罪・侮辱罪などに問われる可能性があります。万が一、上記のような行為が発覚した場合、即退場いただくこともありますのでご理解の程、宜しくお願い申し上げます。